平成２５年（フ）第２１４号
愛知県安城市大山町２丁目16番地10、前住所愛知県豊田市梅坪町２丁目５番地６　アネックスワン202号
債務者　ほかほか弁当豊田市役所前店こと　安藤　守益
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
京都府舞鶴市竜宮町３番地の14
債務者　赤野　**牟**昭
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
香川県高松市松並町733番地２
債務者　武田　知恵（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３９号
福岡県大川市大字鐘ケ江54番地１リバーサイドＮボヌールＡ―102、住民票上の住所福岡県大川市大字鐘ケ江54番地１
債務者　野口　　亮
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
北海道砂川市西２条北17丁目２番３―31号
債務者　吉田　真美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
北海道砂川市西３条南12丁目１番２―31号
債務者　牧田　優子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
北海道砂川市三砂町56番地３　三砂ふれあい団地１号棟407号
債務者　寺林　眞一
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
岩手県八幡平市大更第24地割46番地４
債務者　畠山奈々美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３５号
山形県酒田市浜田２丁目５番18号、前住所山形県飽海郡遊佐町直世字村根58番地
債務者　佐々木　純（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第４５号
福島県会津若松市錦町３番５号　県営住宅錦町団地２棟10号、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東115番地の７
債務者　目黒ユウ子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津5484番地の３　チョッコラータ201
債務者　小川　尚子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４３号
新潟県新発田市月岡温泉522番地３　ジョイフルハイツＢ１
債務者　岡部　則子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第４８号
新潟県新発田市豊町３丁目18番６号
債務者　細野　麻美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第５０号
新潟県岩船郡関川村大字上関1243番地１　上関住宅207号
債務者　菅沼　尚也
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２００号
愛知県一宮市千秋町浮野字屋敷20番地
債務者　久保　訓彦
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２０１号
愛知県一宮市公園通６丁目１番地　パークアベニュー21・101号
債務者　登立　裕士
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２０２号
愛知県犬山市大字羽黒字浦畑39番地１　オークス羽黒Ⅱ201
債務者　櫻井　直子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部